

九世紀の地方仏教行政について―諸国講読師を中心に―

文学研究科

哲学歴史学専攻 日本史学専修

二〇二二年度

学籍番号 M 2 1 L A 0 0 5

なかのう まさし

中 納 雅 司

目次

序章 問題の所在と本稿の構成	一
(一) 地方僧官の先行研究と課題	一
(二) 地方仏教の先行研究と課題	二
(三) 本稿の課題設定と構成	三
第一部 延暦年間における諸国講師制度の成立過程	六
第一章 延暦年間における諸国講師制度の展開過程について	七
はじめに	七
第一節 諸国講師制度改革前史	九
(一) 光仁朝の改革と「請託」	九
(二) 桓武朝初期の改革と「侵損」	一二
(三) 「延暦十三年已往」の国師	一三
第二節 延暦十年代の地方僧官政策	一四
(一) 延暦十四年の諸国講師制度の成立	一四
(二) 延暦十年代後半の諸国講師政策	一四
第三節 延暦二十年代の諸国講師制度の改革	一六
(一) 諸国講師任用制度の混乱	一六
(二) 延暦末年の諸国講師制度改革	一九
おわりに	二一
第二章 諸国講師制度の成立と国分寺安居―「宗教的職務」の改革―	二二
はじめに	二二
第一節 国分寺安居と諸国講師	二二

(一)	国分寺安居	二二
(二)	諸国講師と国分寺安居の関連史料	二三
(三)	延暦年間の諸国講師政策との関連	二五
第二節	国分寺僧の動向	二六
(一)	奈良時代の国分寺僧の補任方法とその実態	二六
(二)	八世紀末の国分寺僧政策	二七
第三節	諸国講師制度の成立と桓武朝の仏教政策	二八
(一)	延暦年分度者	二八
(二)	桓武天皇と僧綱	三一
おわりに		三二
第三章	諸国講師制度の成立と地方寺院統制の変質―「行政的職務」の改革―	三四
はじめに		三四
第一節	諸国講師制度の成立―地方寺院統制の側面から―	三四
(一)	国師の解由と地方寺院の情勢	三四
(二)	諸国講師制度の成立	三六
第二節	地方僧官の「僧俗の媒介者的役割」の崩壊要因	三七
(一)	国師と僧侶の都鄙間交通	三七
(二)	延暦く大同期の地方寺院の様相	四十
第三節	資財帳の進上停止と地方寺院統制方法の変質	四二
(一)	資財帳進上停止の背景	四二
(二)	網羅的資財把握から現存資財維持への転換	四四
おわりに		四五
第二部	九世紀における諸国講師制度の展開・変質過程	四七

第四章	九世紀前半における地方寺院管理体制の再編と国司・諸国講師	四八
	はじめに	四八
第一節	大同年間における地方僧官政策	四八
(一)	僧綱検校	四八
(二)	定額寺燈分料稻	五〇
第二節	弘仁年間前半における地方寺院の検校体制	五二
(一)	諸国講師単独説の再検討―『日本後紀』弘仁三年(八一二)三月二十日日条―	五二
(二)	弘仁年間前半の諸国講師・国司と国分寺	五四
第三節	弘仁年間後半における地方寺院の検校体制	五六
(一)	諸国講師単独説の再検討―『貞観交替式』弘仁十三年三月二十六日太政官符―	五六
(二)	弘仁年間後半の諸国講師・国司と定額寺	五八
おわりに		五九
第五章	天長年間地方僧官二題―諸国読師制度の成立と諸国文殊会―	六一
	はじめに	六一
第一節	諸国読師制度の成立	六一
(一)	天長二年(八二五)五月二日太政官符と『政事要略』私記	六一
(二)	国分寺僧の動向―諸国読師成立の背景―	六二
(三)	諸国読師制度成立の意義	六四
第二節	諸国文殊会と諸国講師・定額寺	七〇
(一)	諸国文殊会と諸国講師	七〇
(二)	諸国文殊会と「兼修理堂塔経教破損等」	七二
(三)	諸国文殊会成立の意義	七三
おわりに		七四

第六章 諸国講読師制度の変質過程の一試論―定額寺燈分料稻と吉祥懺悔の国庁移動を中心に―	七五
はじめに	七五
第一節 定額寺燈分料稻と『延喜主税式』5出挙本稻条	七五
(一) 定額寺燈分料稻の概要	七五
(二) 寺料稻の個別検討	七六
第二節 吉祥懺悔の国庁移動と国司・諸国講読師	八〇
(一) 吉祥懺悔の国庁移転	八〇
(二) 「宗教的職務」の変質	八二
おわりに	八四
終章 総括と展望	八六
(一) 要約	八六
(二) 地方仏教行政の変化と対国司政策の変化	八六
(三) 地方寺院政策とその転換	八七
(四) 地方寺院の変質と檀越(郡司層)の動向	八八
(五) いわゆる律令体制第Ⅱ期について	九〇
(六) 結論	九一
引用史料目録	九三
脚注	九四